

特別寄稿

税理士制度を取り巻く今目的問題と税理士のあり方

— 確固たる租税専門家としての税理士像を模索して —

国士館大学法学部教授 酒井 克彦



日税連制度部(佐藤博勝部長)は、昨年12月14日に日本税理士会館で、酒井克彦国士館大学教授を講師に招いて、税理士制度に関する勉強会を開催した。この勉強会は、日税連などにおいて税理士法改正に向けた取り組みが本格化する中、税理士制度に関する調査研究を所掌する制度部として、改めて同制度に対する理解を深めることを目的として開催したものである。

本稿は、当日の講演概要に加え、同制度にかかわる今日的な課題等について、酒井教授に原稿執筆を依頼したものである。

はじめに

昨今、TPP問題や業界問題に代表されるように税理士制度を取り巻く環境には変化がみられ、税理士には大きな圧力が掛けられるところである。そこでは、そもそも税理士制度とは何かという点、今まさに問われているところである。

1 「公正」について

既に周知のごとく、あるが、税理士法は税理士に中立を求めている。それは同法1条が「独立した公正な立場」としてあり、「中立な立場」と規定しているわけではなく、中立といえ、租税

行政と納税者との間に立って、その対立軸の中でいずれからみて、もはや中立に位置するといふことになるが、法はかような立場を税理士に求めているわけではなく、税理士の軸足

行政と納税者との間に立って、その対立軸の中でいずれからみて、もはや中立に位置するといふことになるが、法はかような立場を税理士に求めているわけではなく、税理士の軸足

行政と納税者との間に立って、その対立軸の中でいずれからみて、もはや中立に位置するといふことになるが、法はかような立場を税理士に求めているわけではなく、税理士の軸足

2 節税策を提示するについて

このような文脈から、税理士が節税策を提示することに対する否定的見解を示しているのではないかと、誤解を招くかもしれない。しかし、論じようとしていくのは、公正な立場からの適正な課税の実現を図る税理士像である。

公正な立場からの適正な課税の実現を図る税理士像である。公正な立場からの適正な課税の実現を図る税理士像である。

「中立な立場」であれば、同じ方向を向いている租税行政と納税者との間に、当然ながら、それらの意向に沿った結論を導くこととなるが、その結論が適正でない場合には、税理士は公正な見地から結論を示す役割を担っていると考えなければならない。より具体的にいえば、租税法主義から疑義のある租税行政の指導

「中立な立場」であれば、同じ方向を向いている租税行政と納税者との間に、当然ながら、それらの意向に沿った結論を導くこととなるが、その結論が適正でない場合には、税理士は公正な見地から結論を示す役割を担っていると考えなければならない。より具体的にいえば、租税法主義から疑義のある租税行政の指導

Accounting advertisement for ACELINK NX-Pro ERP system. Includes text: '会計事務所には、会計事務所のERPがある!', 'ACELINK NX-Pro', 'MJS', and a diagram of the system's components.

